

介護老人保健施設もののみの郷
短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護運営規程

第1章 総 則

(事業目的)

第1条 医療法人紀川会が設置する介護老人保健施設もののみの郷（以下「施設」という。）において実施する指定短期入所療養介護事業及び指定介護予防短期入所療養介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、施設の医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、理学療法士・作業療法士、栄養士、薬剤師、支援相談員等（以下「職員」という。）が要介護状態または要支援状態の利用者に対し、適切な指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 この施設が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人紀川会介護老人保健施設ものみの郷
- (2) 所在地 奈良県生駒郡三郷町信貴山東4番10号

第2章 職員及び職務

(職員の職種及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。(老人保健施設と兼務)

- (1) 医師(施設長兼務) 1名
- (2) 看護職員 10名以上
- (3) 介護職員 24名以上
- (4) 介護支援専門員 1名以上
- (5) 栄養士 1名以上
- (6) 薬剤師 1名以上
- (7) 支援相談員 1名以上
- (8) 理学療法士・作業療法士 1名以上
- (9) 事務員 2名以上

2 職員は、指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の提供を行う。

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の職務内容)

第5条 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。
- (2) 医師は、利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 看護職員は、利用者の健康管理、医療補助、療養上の世話、リハビリや看護に従事する。
- (4) 介護職員は、利用者の生活全般にわたる介護及び療養環境整備にあたる。
- (5) 介護支援専門員は、利用者に対する介護計画の作成及び処遇の企画調整を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、機能訓練、訓練記録の整備充実に従事する。
- (7) 栄養士は、献立の作成、栄養計算及び給食記録を行い調理員を指導

し給食業務に従事する。

- (8) 薬剤師は、薬の管理及び投薬指導等の業務に従事する。
- (9) 支援相談員は、施設の利用相談、利用者の生活相談・処遇の企画及び実施に関することに従事する。
- (10) 事務員は、総務、経理及び事務業務に従事する。

(職員の資質維持)

第6条 施設は職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 維持研修 年1回以上

第3章 利用者に対するサービス

(入所定員)

第7条 長期入所定員100名から、実長期入所者数を除いた数とする。

(指定短期入所療養介護計画の内容)

第8条 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画の内容は次のとおりとする。

- (ア) 短期入所療養介護計画指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の作成
- (イ) 療養上必要な事項についての指導及び説明
- (ウ) 機能訓練
- (エ) 入浴、排泄、おむつの取替え、着替え等
- (オ) レクリエーションや季節行事等

(日課の励行)

第9条 利用者は施設長、生活相談員、看護職員、介護職員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦につとめなければならない。

(施設内の診療行為)

第10条 施設内で行う医師の診療行為は次のとおりとする。

- (ア) 利用者の身体状況に合わせ療養上必要な診療を行う。
- (イ) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握につとめ利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

- (ウ) 施設の医師は利用者の状況からみて、施設において自ら必要な診療行為を提供することが困難と認めたときは、協力病院その他医療機関への入院の措置を講じるものとする。なお、その際診療状況に関する情報を提供し、責任をもって医療機関へ引き継ぐものとする。

(食事の提供)

- 第11条 利用者には1日3回、朝食午前8時から午前9時、昼食午後12時から午後1時、夕食午後6時から午後7時に、食事を提供するものとする。
- 2 給食はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養を含み、かつ調理にあたっては利用者の嗜好を考慮し、消化吸収の実をあげるようにつとめるものとする。
- 3 栄養士は、前項の趣旨に基づいて献立を作成し、給食の品名及び数量を記録整備しておくこととする。
- 4 年中行事にあわせて献立を工夫し、季節に応じたものにする。

(通常の送迎実施区域)

- 第12条 通常の送迎の実施区域は、三郷町、平群町、斑鳩町及び王寺町とする。

第4章 利用料

(利用料等)

- 第13条 指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当核指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合の額の支払を受けるものとする。
- 2 食費、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別記1に記載の料金により支払いを受ける。

第5章 衛生管理

(衛生保持)

- 第14条 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持に努めなければならないものとする。

(衛生の管理等)

第 15 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 この指定短期入所療養介護施設及び介護予防短期入所療養介護において感染症が発生し、又蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

第 6 章 利用者の守るべき規律

(施設内禁止行為)

第 16 条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) ケンカ、口論等、他の利用者に迷惑をかけること
- (2) 飲酒、喫煙すること
- (3) 鳥獣を飼育すること
- (4) 宗教や政治活動等をおこなうこと
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
- (6) その他この規則で定められていること

(施設利用にあたっての留意事項)

第 17 条 利用者が指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の提供を受ける際、設備利用上の留意するべき事項については別記 2 定める。

第 7 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 18 条 災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的(うち 1 回は夜間を想定)に避難、通報及び消火訓練を行うものとする。

第 8 章 虐待防止措置

(虐待防止措置)

第 19 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第9章 身体的拘束等の禁止

(身体的拘束等の禁止)

第20条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急等やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 施身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第10章 緊急時対応

(緊急時における対応方法)

第21条 指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

- 2 利用者に対する短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに必要な捨置を講ずるものとする。

第11章 苦情の対応

(苦情処理)

第22条 指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は提供した指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護

の提供に関し、介護保険法第23条の規定により行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 施設は提供した指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第12章 雑 則

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第23条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第24条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
 - 3 施設は、施設サービスに関する記録を整備し、サービス提供の日から5年間保存するものとする。
 - 4 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人紀川会の理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は平成16年11月1日から施行する。

改正後の規程は平成17年3月4日から施行する(第7条関係)

改正後の規程は平成17年10月1日から施行する。

(第2条第4項・第13条第2項・第20条第2項・別記1関係)

改正後の規程は平成18年4月1日から施行する。

(表題部・第2条第2項、第3項・第3条第2号・第5条見出し、第5条第1項・第8条(ア)・第12条・第13条第1項・第15条第2項・第17条・第19条第1項、第2項・第20条第1項、第2項、第3項・

第20条第3項)

改正後の規程は、平20年9月1日から施行する。

(別記1 ①食費 ③入所者が選定する特別な療養室料)

改正後の規程は平成26年4月1日から施行する。

(第22条第3項)

改正後の規程は平成26年4月1日から施行する。

(別記1 ③入所者が選定する特別な療養室料 ④日常生活品費
⑤教養娯楽費 ⑦電気代)

改正後の規程は平成30年4月1日から施行する。

(利用料 利用者負担割合 第13条)

改正後の規程は令和元年10月1日から施行する。

(利用料 第13条)

改正後の規程は令和4年6月1日から施行する。

(通常の送迎実施区域 第12条、虐待防止措置 第19条)

別記 1

- ① 食費／1日 1,920円(朝食460円 昼食680円 夕食780円)
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ② 滞在費(療養室の利用費)／1日*
・従来型個室 1,668円
・多床室 450円
(ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)
* 上記①「食費」及び③「滞在費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。
- ③ 入所者が選定する特別な療養室料／1日 個室1,500円・2人室1,000円
個室、2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。
- ④ 日用品費／1日 200円
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑤ 教養娯楽費／1日 200円
レクリエーション等で使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑥ 理美容代 実費
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 送迎費／片道 実費
基本的には、保険給付の自己負担の範囲となりますが、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する方が送迎を依頼した場合にお支払いいただきます。
- ⑧ 電気代 1点につき、入所期間中1日当たり 55円
- ⑨ その他
※ リハビリ訓練で使用する作品材料費
※ 入所中に発生した医療機関での診察につきましては、ご利用者の一部負担が必要となります。

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」
に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。

【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方

【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額80万円以下、かつ預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下の方

【利用者負担第3段階①】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下、かつ預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下の方

【利用者負担第3段階②】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額120万円超、かつ預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下の方

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食 費	利用する療養室のタイプ	
		個室	多床室
利用者負担 第1段階	300	490	0
利用者負担 第2段階	600		370
利用者負担 第3段階①	1,000	1,310	
第3段階②	1,300		

別記 2 留意すべき事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がありますので注意してください。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為は禁止。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。